

公告第271号

## 標準報酬について

標記について、健康保険法第47条第2号の規定により決定したので  
下記のとおり公告する。

平成31年2月5日

山 昭 健康保険組合

理事長 浅見 利 幸

### 記

1. 平成30年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬を平均した額  
・・ 313, 196円
  
2. 1.の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの  
標準報酬月額・・ 320, 000円  
標準報酬日額・・ 10, 670円
  
3. 適用期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日

(参考事項)

- ① 平成31年4月1日以降に資格を喪失し、任意継続被保険者となる者の平成31年度における標準報酬は、その者の資格喪失時の標準報酬と上記2.いずれか低い額によること。
- ② 平成31年4月1日以降に支給される傷病手当金及び出産手当金において、支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、上記2.の日額の三分の二が給付額の上限となること。